



五島市社会福祉協議会

訪問介護事業所（ホームヘルパー）

ご家庭を訪問して、日常生活のお手伝いをさせていただきます

★★ 1. 介護保険で利用できるサービス内容 ★★



1. 身体介護

- ・ 食事介助（声掛け、準備・食事の姿勢の確保・見守り、摂食介助・歯磨き・服薬介助）
- ・ 入浴介助（入浴の可否の判断・排せつの確認・脱衣介助・入浴介助・着衣介助・水分補給）
- ・ 排泄介助（ポータブルトイレ使用→ポータブルトイレまでの移動・後始末、元の場所に戻る・ポータブルトイレの後始末）
（おむつの交換→物品準備・脱衣・陰部臀部の清拭あるいは洗浄・着衣・おむつの後始末）
- ・ 清拭（顔、首→上肢→胸・腹→背→下肢→陰部、臀部）
- ・ 部分浴（手浴→足浴→陰部浴→洗髪）
- ・ 乗降移動の介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合）



2. 生活援助

- ・ 買い物（訪問時に物品（食材を含む）を確認、訪問時持参）
- ・ 調理（朝、昼、夕食の準備、食事の後片付け、食器の収納）
- ・ 掃除、洗濯（居室の掃除、衣類の洗濯、洗濯物の乾燥と取り入れ）

3. 乗降介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合）

★★ 2. 介護保険・総合事業で利用できないサービス ★★

※生活援助

1. 直接本人の援助に該当しない行為

- ・ ご利用者以外に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が利用する居室以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車、清掃

2. 日常的な家事の範囲を超える行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話

- ・家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え
- ・大掃除・窓のガラス拭き・床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句のために特別な手間をかけて行う調理

★★ 3. サービス提供日・時間 ★★

・年中無休（8：30～17：15）

※但し、特別の事業がある場合はこの限りではありません。

★★ 4. サービス利用料及び利用者負担★★

サービスの利用料、利用者負担（要介護1～要介護5の方）

身体介護				
区分		利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	163円	326円	489円
	早朝/夜間	204円	408円	612円
	深夜	245円	490円	735円
20分以上 30分未満	昼間	244円	488円	732円
	早朝/夜間	305円	610円	915円
	深夜	366円	732円	1,098円
30分以上 1時間未満	昼間	387円	774円	1,161円
	早朝/夜間	484円	968円	1,452円
	深夜	581円	1,162円	1,743円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	567円	1,134円	1,701円
	早朝/夜間	709円	1,418円	2,127円
	深夜	851円	1,702円	2,553円
1時間30分以上 30分増すごとに	昼間	82円	164円	246円
	早朝/夜間	103円	206円	309円
	深夜	123円	246円	369円

生活介護				
区分		利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	昼間	179円	358円	537円
	早朝/夜間	224円	448円	672円
	深夜	269円	538円	807円
45分以上	昼間	220円	440円	660円
	早朝/夜間	275円	550円	825円
	深夜	330円	660円	990円

通院等乗降介助			
区分	利用者負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
昼間	97円	194円	291円
早朝/夜間	121円	242円	363円
深夜	146円	292円	438円

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

(加算料金)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用者負担額			算定回数等	
		1割負担	2割負担	3割負担		
要介護度による区分なし	特定事業所加算	所定単位数の10/100	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
	特別地域加算	所定単位数の15/100	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
	緊急時訪問介護加算	100	100円	200円	300円	1回の要請に対して1回
	初回加算	200	200円	400円	600円	初回利用のみ1月につき
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の185/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

(2) サービスの利用料、利用者負担額（事業対象者、要支援1、要支援2）

サービス提供区分	訪問型サービス費 11 週1回程度			訪問型サービス費 12 週2回程度			訪問型サービス費 13 週3回程度		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
通常の場合 (月ごとの定額制)	1,176円	2,352円	3,528円	2,349円	4,698円	7,047円	3,727円	7,454円	11,181円
日割り計算	39円	78円	117円	77円	154円	231円	123円	246円	369円
		利用者負担額						備考	
		1割負担	2割負担	3割負担					
訪問型サービス費A		233円	466円	699円	1回につき				

※ 月ごとの定額制となっているため、月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算を行いません。

- ① 月途中で要支援度が変わった場合
- ② 月途中で要介護から要支援に変わった場合
- ③ 月途中で要支援から要介護に変わった場合
- ④ 同一市町村内で事業所を変更した場合

加算	基本単位	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	200	200円	400円	600円	初回利用のみ 1月につき1回
特別地域加算	所定単位数 の 15/100	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1月につき1回
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数 の 185/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各 種加算減算を 加えた総単位数（所 定単位数）

※ただし、介護保険料の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

(お問い合わせ)

本 所	五島市木場町414-1, 413-4	☎72-3396
富江支所	五島市富江町狩立402-1	☎86-2150
五島市社協ホームヘルプステーション		
	五島市三井楽町濱ノ畔1046-1	☎84-2254
	五島市玉之浦町荒川130-2	☎88-2200